

各 位



会 社 名 トシン・グループ株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 加藤 光 男
(ジャスダック・コード番号：2761)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 丸 山 勝 美
企 画 本 部 長
電 話 番 号 03-3356-0371 (代)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改訂することを決議いたしましたので、お知らせします。なお、改訂後の内容は下記のとおりです。

記

内部統制システム構築の基本方針

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社、子会社及び関連会社（以下、当社グループ）は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務ならびに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正性を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関し、以下のとおり定めております。

1. 当社グループの取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
企業理念に基づいた「倫理規定」、「行動規範」を定め、当社グループの取締役、使用人が法令及び定款ならびに社会規範を遵守した行動を取るための規範とします。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行にかかる情報については、法令及び取締役会規程、職務権限規程、文書管理規程等の社内規則に基づき作成し、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理します。
なお、作成した文書の保存期間は法令その他別段の規定があるほかは、文書管理規程に定める保存期間とします。
また、法令または取引所適時開示規則に則り、必要な情報開示を行なうものとします。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
業務管理、安全管理、コンプライアンスなどの各部門の所管業務に付随するリスクについては、各所管部署において、規程、マニュアル等を作成し、その周知徹底を図るものとします。
新たに発生したリスクについては、代表取締役社長がマニュアル等にその対処を追加、または必要に応じて新たな担当部署の設置を、速やかに指示します。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
取締役会において、当社グループの取締役、使用人が共有する全社的な目標を定めます。取締役はその目標達成のために、各部門の具体的目標及び意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成方法を定め、取締役会にて定期的に進捗状況をレビューし改善を促し、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築します。
5. 子会社及び関連会社（以下、子会社等）の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制ならびに、当社及び子会社等からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制
子会社等については、関係会社管理規程に基づき所管部門が定期的に報告を受けて管理を行ない、当社グループ全体の経営効率の向上を図るものとします。
また、子会社等のリスク情報の有無を監査するため、当社から取締役や監査役を派遣するとともに、監査課を中心として、定期的な監査を実施する体制を構築します。監査の結果、子会社等に損失発生の危険を把握した場合には、直ちに取締役及び関連部署に報告される体制を構築します。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
監査役を補助する使用人を設置する場合には、当該使用人はその職務の遂行に関して、監査役の指揮命令下に置くものとし、取締役の指揮命令を受けないものとします。また、当該使用人の任免、異動、人事評価に関しては、監査役の同意を得なければならないものとします。
7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
当社グループの取締役及び使用人は、以下の事項について、監査役に報告する義務を負う他、監査役会規程の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行なうものとします。
 - (1) 取締役会の決議事項
 - (2) 当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実
 - (3) 当社グループの取締役及び使用人の法令、定款違反行為またはこれらの行為を行なう恐れのある事実
 - (4) 監査課による内部監査の結果
 - (5) 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付けなお、監査役への報告を行なった当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行なうことを禁止する。
8. その他監査役がその職務の執行に係る費用の支払いを求めた場合、必要ないと認められた場合を除き、当社がその費用を負担する。
代表取締役社長、管理本部長及び監査課課長は、定期的に監査役と意見交換する機会を設け、監査役の監査の実効性確保に努めるものとします。

以上